

第 11 次三重県交通安全計画（中間案）の概要

計画の理念

- 計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）
- 基本理念（抜粋）
 - ・交通事故のない社会をめざして ・歩行者等を優先した交通安全思想
 - ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 1 交通社会を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に係る安全対策
- 2 これからの 5 年間（計画期間）において特に注視すべき事項
 - （1）人手不足への対応 （2）先進技術導入への対応 など
- 3 横断的に重要な事項
 - （1）救急救助活動および被害者支援の充実
 - （2）参加・協働型の交通安全活動の推進 など

目標の設定

計画期間における目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

【道路交通の安全】

- 1 交通事故死者数
73 人（R2 年） → 55 人以下（R7 年）
- 2 交通事故重傷者数
491 人（R2 年） → 400 人以下（R7 年）

道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

- ・交通事故死者数全体の約 5 割を高齢者が占め、高い水準となっている。
- ・従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、有効な施策を推進する。

<重視すべき視点>

- （1）子どもおよび高齢者の安全確保
 - ・子どもが集団で移動する経路等において、安全・安心な歩行空間の整備を推進
 - ・高齢者は交通安全対策に加えて、免許証返納後の移動を支える取組を推進
- （2）歩行者および自転車の安全確保
 - ・横断歩行者が関係する事故を減少させるため、歩行者保護の気運醸成
 - ・歩きスマホ等の注意力が散漫となる行為を慎むなど、ルール遵守の気運醸成
- （3）生活道路における安全確保
- （4）先端技術の活用推進
 - ・サポカーの普及、自動運転の実用化に向けた取組等により安全の確保を実現
- （5）交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- （6）地域が一体となった交通安全対策の推進
 - ・それぞれの地域における行政、関係団体、住民等の協働により、地域に根ざした交通安全における課題解決が一層重要

三重県独自の視点

II 講じようとする施策

- 1 道路交通環境の整備
 - ・生活道路等における歩行者等を優先した安全・安心な歩行空間の整備
 - ・高齢者等の移動手段の確保・充実（新）
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
 - ・横断歩行者の安全確保（新）
- 3 安全運転の確保
 - ・飲酒運転防止対策の充実
 - ・運転者の健康起因事故防止対策の推進（脳 MRI 検診等）
- 4 車両の安全性の確保
 - ・自動運転車の安全対策・活用の推進（新）
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 8 調査研究の充実

三重県独自の項目

三重県独自の項目

～交通事故ゼロ、飲酒運転 0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり～